

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおりアザレアタウン中央地区土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

令和七年一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名	住所
手塚 巖	山梨市小原東五百十一番地
鶴田 辰雄	山梨市小原西三百八十七番地
竹越 久高	山梨市小原西九百五十二番地の二
小俣 富雄	山梨市小原西百五十三番地
古屋 義男	山梨市小原東二百一番地
奥山 実	山梨市上神内川八百七十五番地
竹川 秀貴	山梨市小原東千十三番地
金子 成美	山梨市小原西三百九十三番地の二
吉岡 政一	山梨市上神内川九百六十二番地

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市下吉田六丁目二千四百八十八番一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市下吉田六丁目五番一号 吉田ガス株式会社 代表取締役 加藤 力弥

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四

項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和七年一月十六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 宮 崎 淳 一

- 一 指示の内容 河口湖との合流点より上流の奥川及び寺川で、ワカサギ及びその卵を採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖漁業協同組合が河口湖のワカサギ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。
- 二 指示の期間 令和七年二月一日から同年五月三十一日まで